

平成 24 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 24 年 8 月 30 日開会

柳泉園組合議会

平成24年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	3
・会期の決定	3
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	5
・行政報告	5
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 5
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 5
・議案第9号（上程、説明、質疑）	2 0
・陳情第2号ないし陳情第7号（上程、委員会付託）	4 5
・議案第9号（質疑、討論、採決）	4 6
・陳情第2号ないし陳情第7号（委員長報告）	5 1
・平成24年度柳泉園組合行政視察の実施について	5 6
○閉 会	5 8

平成24年第3回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成24年8月30日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第7号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 6 議案第8号 工事請負契約の締結について
- 7 議案第9号 平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）

追加1 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件

- 陳情第2号 宮城県女川町の災害ガレキ受け入れは憲法違反なので反対する陳情（平成24年第3回定例会）
- 陳情第3号 アスベスト検出 宮城県女川町被災がれき焼却に関する陳情（平成24年第3回定例会）
- 陳情第4号 宮城県女川町の災害廃棄物について、任意団体、東京都市長会に関する陳情（平成24年度第3回定例会）
- 陳情第5号 宮城県女川町の災害ガレキ処理に伴う宮城県知事の二重契約問題に関する陳情（平成24年第3回定例会）
- 陳情第6号 地元企業の信頼を損ねる災害瓦礫の受け入れを反対する陳情（平成24年第3回定例会）
- 陳情第7号 災害瓦礫の受け入れと焼却は、大気汚染に係る健康障害を増悪させるので反対する陳情（平成24年第3回定例会）

（廃棄物等処理問題特別委員会 開催）

追加2 廃棄物等処理問題特別委員会報告

8 平成24年度柳泉園組合行政視察の実施について

1 出席議員

1番 細谷祥子	2番 梶井琢太
3番 村山順次郎	4番 石塚真知子
5番 遠藤源太郎	6番 安斉慎一郎
7番 中村清治	8番 石川秀樹
9番 鈴木たかし	

2 関係者の出席

管理者	馬場一彦
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	坂口光治
助役	森田浩
会計管理者	林幸雄
清瀬市都市整備部長	黒田和雄
東久留米市環境部長	西村幸高
西東京市みどり環境部長	金谷正夫

3 事務局・書記の出席

総務課長	新井謙二
施設管理課長	中村清
技術課長	涌井敬太
技術課主幹	大場俊美
資源推進課長	佐藤元昭
施設管理課長補佐	千葉善一
技術課長補佐	足立淳史
書記	宮寺克己
書記	濱田伸陽
書記	小林光一
書記	押切悦子

午前10時12分 開会

○議長（遠藤源太郎） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成24年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。
それでは、お諮りいたします。

柳泉園組合議会傍聴規則第2条第1項の規定により、傍聴人の定員は15名となっておりますが、傍聴希望者より定員をふやしてほしいとの要望がありましたので、同条第2項の規定により、座れる範囲まで傍聴席をふやしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、座れる範囲まで傍聴席をふやすことといたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、8月20日及び本日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります梶井琢太議員に報告を求めます。

○2番（梶井琢太） それでは、代表者会議の報告をさせていただきます。

去る8月20日と本日、代表者会議が開催され、平成24年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成24年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月30日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第7号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、「日程第6、議案第8号、工事請負契約の締結について」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

「日程第7、議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を上

程し、質疑を受けます。

なお、陳情を6件受理しており、関連がありますので、補正予算の質疑の途中で廃棄物等処理問題特別委員会に付託するため、追加日程を上程いたします。「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」を上程し、陳情第2号から第7号を付託いたします。その後、定例会を暫時休憩し、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、陳情を審査いたします。委員会終了後本会議を再開し、「日程第7、議案第9号 平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

続きまして、「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後、討論、採決を行います。

最後に、「日程第8、平成24年度柳泉園組合行政視察の実施について」を事務局より説明を受け、予定期日をもって行政視察を行いたいと思います。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（遠藤源太郎） どうもありがとうございました。

報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

8番、石川秀樹議員、9番、鈴木たかし議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（馬場一彦） 本日、平成24年柳泉園組合議会第3回定例会の開催に当たり、ただいま議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

各構成市とも第3回定例会の開催を控えまして、大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、5月から7月までの主な事務事業について御報告申し上げます。本日御提案申し上げます議案は3件でございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますが、第3回定例会開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

大変申しわけございませんが、1点数値の御訂正をお願い申し上げたいと思います。行政報告の10ページをお開きいただきたいと思います。

行政報告10ページの上段の表第9、ダイオキシン類測定結果（クリーンポート）の表でございますが、真ん中やや下に区分としてばいじんとございます。そのばいじんの数値、測定値が資料ですと0.013ということになっておりますが、大変申しわけございませんが、0.13の間違いでございますので、御訂正方をよろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成24年5月から平成24年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、（1）事務の状況でございますが、5月14日に関係市で構成する

事務連絡協議会並びに15日に管理者会議を開催し、平成24年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしました。

また、7月13日、14日にかけて、災害廃棄物受け入れ施設周辺住民を対象とした被災地見学に参加いたしました。これは、災害廃棄物の受け入れ側の自治体や住民の理解を得まして広域処理が円滑に進むよう、環境省及び宮城県の主催により、広域支援を実施または予定しております多摩地域7つの清掃工場周辺住民の方たちを対象に被災地の災害廃棄物選別処理施設等の見学会が実施されたものでございます。

見学会の内容でございますが、見学会全体の参加者といたしましては、受け入れ施設周辺住民の方が55名参加されまして、その随行者が18名、合計73名の方が参加いたしております。

なお、この柳泉園組合関係では、周辺自治会の方が4名と職員2名が随行者として参加させていただいております。現地におきましては、女川町の災害廃棄物選別施設、石巻市の二次仮置き場等選別施設、仮設焼却炉などを見学させていただいております。

続きまして、2の見学者についてでございますが、今期は18件、768人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が8件、627人でございます。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2ページの4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、5の監査についてでございます。両監査委員におきまして7月19日に例月出納監査が行われております。

次に6、契約の状況につきましては、今期は6件の工事請負契約を行っております。その詳細につきましては、行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり1万9,050トンで、これは、昨年同期と比較いたしまして、115トン、0.6%の増加となっております。

内訳では、可燃ごみにつきましては、4ページの表4-2のとおり1万7,105トンで、昨年同期と比較いたしまして、115トン、0.7%の増加、不燃ごみにつきましては、表

4-3のとおり1,850トンで、昨年同期と比較いたしますと4トン、0.2%の減少、粗大ごみにつきましては、5ページの表4-4のとおり95トンで、昨年同期と比較いたしまして4トン、4.2%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページでございます。表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページでございます。表6でございますが、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,056トンで、昨年同期と比較いたしまして38トン、1.8%の減少となっております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月に2号炉の定期点検整備補修及びごみ灰クレーンの定期点検整備を実施しております。また、6月には2号炉の定期点検整備補修が終了し、順調に稼働いたしております。

また、排ガス中のダイオキシン類測定及び工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。

なお、毎月1回、排ガス・焼却灰等の放射性物質濃度測定を、また、毎週1回敷地境界の空間放射線量測定を行っており、その結果は11ページの表11-1から表11-3に記載してございます。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万8,685トンで、昨年同期の量から東村山市分を除いて比較いたしますと、3トンの増加となっております。

それから、表8から10ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、6月にバグフィルター清掃を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,946トンで、昨年同期と比較いたしますとほぼ同様でございます。

続きまして、13ページでございます。(3)リサイクルセンターでございます。リサイクルセンターにつきましては、特別な事象もなく、施設は順調に稼働しております。

次に、表13のリサイクルセンターにおける資源化状況でございますが、資源化量は2,056トンで、昨年同期と比較いたしますと38トン、1.8%の減少となっております。

続きまして、14ページでございます。3の最終処分場についてでございますが、引き続き東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,567トンで、昨年同期の量から、これも東村山市分を除いて比較いたしますと、50トン、2.0%の増加となっております。搬出状況につきましては、表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋立処分をせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表15に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページでございます。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は374キロリットルで、昨年同期と比較しまして32キロリットル、7.9%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は貯留槽の清掃を行っております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は5.0%、テニスコートは14.9%、また、屋内プールは18.4%、それぞれ利用者は減少してございます。浴場施設は6.4%の増加となっております。詳細につきましては、表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、18ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、18ページの(3)の施設の管理状況でございますが、屋内プール及び浴場施設の
水質測定結果を表20及び19ページの表21に記載しております。それぞれの測定結
果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後になりますが、災害廃棄物の広域支援の状況について若干報告させていただきます。

宮城県女川町の災害廃棄物につきましては、多摩地域におきまして現在3施設が6月以
降受け入れを開始いたしております。柳泉園組合につきましては、受け入れ、また開始時
期及び受け入れ予定数量が調整されましたので、これらに係る経費を補正予算として編成
し、本日上程させていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、受け入れに係る事業計画等につきましては、去る8月27日に周辺自治会協議会
を東久留米市と東村山市の合同で開催させていただき、その後の経過等の説明をさせてい
ただき、改めて御理解をお願いしたところでございます。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（遠藤源太郎） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） まず、周辺自治会の皆さんによる女川町等への視察をされたとい
う報告がございました。参加された方、柳泉園の関係の方は住民の皆さん4名というこ
とでしたけれども、皆さんの反応というか、感想というか、そういうものを把握されてい
るのであれば、それはお聞きしたいと思います。

また、その4名の方ですが、どのような形で募られたのか、教えていただきたいと思
います。

2点目なんですが、少し行政報告の中に数字が載っていなかったもので、そういう数字も
載せていただきたいという要望も込めてお伺いするんですけども、6月15日付の読売
新聞に発電量が、発電の単価がアップしたという記事が、見出しだけ読みますと「ごみ発
電で処理費減、安定供給、人気、単価アップに」という記事が載っております。収入がふ
えるという観点だけ考えれば、いいことなのかなと一面思うんですけども、当たり前のこと
でありますけれども、収入がふえるからといって焼却をふやすような方向になってはよく
ないと思いますので、この辺の経過と御認識をお聞きしたいと思います。

3点目ですが、女川の瓦れきの話になるんですけども、受け入れるのが決まったとい
うことですが、議案のほうで審議すればいいのかもしれませんが、御説明があったのでお

聞きするんですけども、自治会の皆さんに説明をされた事業計画の概要をお答えいただきたいと思います。3点お願いします。

総務課長（新井謙二） まず、1点目でございます。被災地の見学、御感想ということでございますが、組合関係といたしましては3自治会で4名の方が参加されまして、その御感想といたしまして、非常に有意義な見学会であり、参加してよかったという言葉をお聞かせていただいております。また、1つの自治会の方におきましては参加報告をいただきまして、その一部を御紹介させていただきますが、改めて被害の甚大さと復興支援が進んでいない。現地では想像以上に丹念に災害廃棄物の手選別を行っている。放射能に関しては、現時点で考えられる限りの手を尽くしているという印象を持ったと書かれております。

それから、参加の件でございますが、9自治会の方に参加希望を募りまして、3自治会の方が御参加を希望したということでございます。3自治会で4名の方が参加をされました。

○技術課長（涌井敬太） 発電の関係でございます。

端的に言いますと、電力売り払いと買いの単価につきましては、入札をしてその単価を決定させていただきます。その入札による単価が上がったというのが増加の原因でございます。ですから、発電量が計画よりふえたとかということではございません。

ちなみに、売り払いの単価でございますが、平成23年度夏期の平日の昼間の料金が11キロワット当たり13.6円でありましたのが、今年度入札の結果は19.32円。それから、その他の期間の平日の昼間の単価が昨年度は11.91円に對しまして、今年度は17.93円。その他の期間の電気代が昨年度は6.80円に對しまして、今年度は14.51円といった単価の上昇がありました。その結果、当初予算としましては7,800万円ほど歳入を見込んでおったんですが、それが単価の上昇によりまして1億円を超えるだろうということで新聞報道になったわけでございます。

○総務課長（新井謙二） 去る8月27日に開催いたしました周辺自治会臨時協議会事業計画の御説明でございますが、まず、受け入れ対象物について御説明をいたしました。次に受け入れ期間を御説明いたしました。あと、受け入れ予定量、それから受け入れ日、受け入れ方法、焼却処理の方法、放射性物質濃度測定等の方法、それから、最後になりましたが、情報提供をするという内容の御説明をさせていただきました。

○3番（村山順次郎） 自治会の皆さんの御感想は、それはそういうことだということなので、それはそれとして受けとめたいと思います。9自治会に募って、こたえたのが3自

治会だったということですね。わかりました。

2点目ですが、単純に単価が上がったということで、新聞記事にも減量化の手を緩めたり、他市のごみを集めたりしているという懸念を示すようなまとめになっておりまして、決してそんなことはないとは思いますが、そのようなことがないようにしていただきたいという意見を申し上げておきたいと思います。

今、女川の瓦れきの件で概要の説明、どういうことを説明されたかというお答えがあったんですが、この後の議案の審査にもかかわるので、特にこれまで受け入れる量ですとか、何月何日から受け入れ始めるのかとか、期間は来年末ということで示されておりますけれども、これまで御説明いただいたことがなかったと思いますので、そういう具体的なところはこの後の審査のところで御説明いただけるのか、それを待てばいいのか、今お答えいただけるものなのかどうか、少し教えていただきたいと思います。

○総務課長（新井謙二） 受け入れ計画等につきましては、補正予算の資料として御提出させていただいておりますので、補正予算の前に事業計画等について御説明していく考えでございます。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

○6番（安斉慎一郎） 15ページのし尿の搬入状況、昨年同期に対して32キロリットル、7.9%減少したということなんですが、この理由というか原因は、新しい家がふえたということなのかどうなのか、お答えいただきたいと思います。

それから、資料3ページの粗大ごみ処理施設定期点検整備補修のところ、3回入札を行って、最終的にウィズウェイストジャパンが落札したということになっているわけですが、なぜ3回になったかというのを見てみますと、予定価格をオーバーしているということで3回入札した結果、こういうふうになったということなんですが、これは予定価格が低過ぎるということはないのか。そのために無理をする、あるいは労務単価とかどこかにしわ寄せがいくということが心配されないのかどうか、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

それからもう1つは、資料6ページのリサイクルセンター古紙圧縮梱包機補修なんですけれども、これ、落札率を見ると、53%になっているわけですが、これは最低制限価格等は設けていないのかどうか。随分低い落札率だなと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○資源推進課長（佐藤元昭） それでは、1点目のし尿の減少についてお答えしたいと思います。

います。

7.9%の減少についての理由等は特に分析は行っていませんけれども、ここ20%ずつぐらい減っていますので、それなりに各市の住民の方たちが下水道のほうに接続等が進んでいるのではないのかなと私のほうでは思っております。

○施設管理課長（中村清） ただいまの御質問にお答えいたします。2番目と3番目は前後すると思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず、6ページのリサイクルセンター古紙圧縮梱包機補修、これは実質53%でございました。この理由といたしましては、この工事は設備設置後初めて行います補修工事でありまして、設備、製作のノウハウを持っている業者が1社に限られているなどの特殊な設計であります。材料や制作費等が積算の基準としています公的積算資料には全く記載がありませんでした。そのために、私どもの設計担当には大変悩ましい工事でもありました。しかも、緊急工事でもありまして、設計書提出までの期間が1日から2日と非常に短いものとなっております。そのような背景もございまして、組合が設定してあります設備積算基準細目というものがございまして、それに準じまして業者からの見積額を基準といたしまして、見積額に対しますある一定基準の低減をかけることと規定されておりますから、低減率の高いほうを今回は採用してございまして。

また、過去に行いました新規工事の落札率を調べてみましたけれども、今回のような乖離が数件見られております。

それから、2点目の3ページの粗大ごみ処理施設の定期点検整備補修でございましてけれども、これは毎年行っております通常の点検整備でございまして、過去の経緯から資料として組合に積み上げてきております内容を厳しく設定していただきました結果がこのような99%の落札となったわけでございます。今後はこれらの結果を踏まえまして、積算資料の1ページに加えさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○6番（安齊慎一郎） し尿の関係は、結構新しく家が建ったりとかいろいろしているもので、その際にこういうことが進んでいるのかなと思っておりますので。大体わかりました。

それから、3番目の質問なんですけれども、初めての補修で積算する上での基準がないということですか。あまりないという中で、低減率の高いほうを選んでやったと。その積算の仕方の中身は、この場でやり取りしても少し飲み込めないところがあるんですけれども、ただ、初めて行う工事については、組合側が見積もりする場合に、予定価格を想定する場合には、高目にしてしまう傾向があるということですね、これは過去の例からもそうやってし

まって。

ただ、これをできるところが1社に限られているという御説明があったんだけど、ここに辞退含めると5社が対応して、その中の3社が応札したということになっているので、最初のそのほかの説明は一応大ざっぱにわかったんですが、最初の3社というのがどうということなのか、もう少しわかりやすく御説明いただきたいと思います。

それから、2番目に質問したほうについては、例年やっている通常の点検の整備ということなので、かなり実際に応札してくるものに対してシビアにできるんだと。こちらは組合のほうが一定のノウハウを持ったという関係で厳しい入札結果になったと。その部分は企業の努力で2社が予定価格を下回ったけれども、さらに低いところが落札したんだということです。これはわかりました。3点目だけ再質問させていただきます。

○総務課長（新井謙二） 通常、入札を行う場合におきましては、見積調書を2社以上から徴収することになってございますが、今回のこの工事におきまして期間等がなかったものですから、1社だけしかとらななかったということでございます。積算をして業者を決定するわけですが、特殊な工事なものですから、業者についてはどうしても限られてしまうという状況でございます。

○6番（安斉慎一郎） 2回までとなってますけれども……。 （「3回まで」と呼ぶ者あり） 3回まででしたっけ。私はこの質問と答弁とかみ合っていないような気がするんだけれども。

行政資料の6ページなんですけれども、6ページのウィズウェイストジャパンと新明和工業と極東開発工業と菱和実業、クボタ環境サービスと5社出ていて、1社という御説明が理解できないということで質問しているんだけど、また1社という御答弁なので、それはどういうことなのか。ほかのところはこれはここしかできないので、設計したところしかできないから随意契約にしていますとかというのは1社しか出てこないからそういう説明でわかるんだけど、ここは入札をやって5社が対応して、2社が辞退して3社が応札した中での落札なのに、なぜ1社という御説明なのかと聞いているので、わかるようにしてもらいたい。私の質問、おかしいかしら。

○議長（遠藤源太郎） 先ほどノウハウを持っている会社が1社しかないという話だったんですが、ノウハウを持っている会社が1社しかないのに、3社応札しているのはおかしいではないかと、そういうことですね。

○施設管理課長（中村清） この工事設備といたしますのは、ユニット形式の1つの固ま

りを持っておりまして、その中のものをそっくり交換するということになります。当初設備を設置しました業者が1社、中身においては特殊な内容であるということで、製作そのものはその1社に限られるのではないかと考えています。そういうことでの1社という説明をしたんですけれども。ただ、実際に1社に製作を依頼するよと、それが。今までここに書いてあります5社を選んだわけです。おわかりになりませんか。

○議長（遠藤源太郎） 最初の答弁では、ノウハウを持っている会社が1社で、それは緊急の工事なもので、2日か3日でやらなければならないと。そういう話であったんだけど、これ見ると5社名前が載っていて、そのうち3社が応札していると。それで意味がよくわからない。1社しかないのに3社も出てくるのはおかしいのではないかと、こういうことですね。

〔「休憩してわかるようにして、答弁をちゃんと調整してからにしてください」
と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（遠藤源太郎） 休憩を閉じて会議を開きます。

○資源推進課長（佐藤元昭） 今の説明で少しわかりづらかったと思うんですけれども、恐らく1社というのは設計施工されたところがあるんですけれども、この圧縮梱包機を直すのに、その圧縮梱包機をつくった業者が1社しかないということで、そこが1社あって、それを施行する業者としてここに出ている5社を指名したということで、入札した結果、新明和工業と極東開発工業は辞退されて、残りの3社での入札になってこのような結果になったということで御理解いただけますでしょうか。

○2番（安斉慎一郎） もう質疑ではありません。つくったところが1社で、それを補修工事するのがその会社とは限らずに、5社を選んだということですね。わかりました。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第5、議案第7号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第7号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合議会議員が加入しております東京都市町村議会議員公務災害補償組合に稲城・府中墓苑組合を加入させることに伴い、同補償等組合の規約を改正するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を得る必要があり、本規約の一部改正を御提案するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 提案理由の説明は終わりました。質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第7号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての質疑を終結いたします。

これより議案第7号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等規約の変更についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第7号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第6、議案第8号、工事請負契約の締結について」を議題

といたします。提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第 8 号、工事請負契約の締結についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、ごみ焼却施設クリーンポート 1 号炉の関連設備機器及び蒸気タービンに関連する定期点検整備補修について平成 24 年 8 月 2 日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

1 の契約の目的でございますが、クリーンポート 1 号炉の関連設備機器及び蒸気タービンに関する定期点検整備補修でございます。

次の 2 の契約の方法でございますが、クリーンポートは特殊な機械設備が複雑に関連した焼却施設であり、点検整備補修を限られた期間で適切に実施するには、その仕様、性能、機能等を熟知し、かつ点検整備補修を実施する知識、技術、工程管理能力等を有している必要がありますので、柳泉園組合契約事務規則第 46 条第 2 項第 1 号の規定によりまして、クリーンポートの設計、施工業者の維持管理部門である会社と 1 社、特命による随意契約とさせていただきます。

次に、3 の契約金額でございますが、1 億 7,223 万 1,500 円でございます。なお、予定価格でございますが、1 億 7,354 万 4,000 円でございます。

次に、4 の契約期間でございますが、議決後の契約確定日から平成 25 年 1 月 18 日まででございます。

5 の契約の相手方でございますが、住重環境エンジニアリング株式会社でございます。

6 の支出科目は記載のとおりでございます。

続きまして、資料の説明につきましては、担当の技術課主幹から説明させていただきます。

○議長（遠藤源太郎） では、資料説明を求めます。

○技術課主幹（大場俊美） 議案第 8 号資料の 1 ページをごらんください。

1、一般概要。1 号焼却炉・ボイラ等機器の定期点検整備補修及び共通設備である発電設備等の定期点検整備補修並びにボイラ・蒸気タービンの法定検査を実施する。

2、件名、3、補修場所、4、契約方法については、記載のとおりです。

5、契約金額ですが、1億7,223万1,500円となっております。

補修内訳金額として、記載のとおり15設備あり、主なものとして焼却炉本体設備、附属装置、機器等の消耗品を含む開放清掃点検整備、耐火物の補修等で1,755万4,000円、集じん設備、減温塔、ろ過式集じん機等の装置、機器の開放清掃点検整備等で2,430万円、ボイラ設備、ボイラ本体、ポンプ等を含むボイラ附属機器の開放清掃点検整備等で2,598万9,000円、発電設備、蒸気タービンの一部工場での補修、タービン減速機等の消耗部品の交換等を含む分解点検整備等で2,323万6,000円となっております。

今回の点検整備補修においては、共通設備である発電設備が4年に一度の法定検査のため、蒸気タービンの工場整備が増となり、直接工事費で前年度実績に比べ約2,000万円の増となっております。

資料の2ページをごらんください。契約の相手方、契約期間については記載のとおりです。

8、修理内容につきましては、可燃ごみの搬入受け入れを行うプラットフォーム等の(1)給じん設備から各装置の操作盤等を含む(15)電気計装設備の15設備があり、補修内容については記載のとおりです。

資料の5ページをごらんください。クリーンポートフローシートに各設備の概略が色分けして表示しています。

主な設備といたしまして、可燃ごみを850度以上で焼却する2、焼却炉本体設備、ボイラを通過した後の排ガス温度を下げ、飛灰、有害物質等を除去する6、集じん設備、蒸気を発生させる8、ボイラ設備、共通設備で蒸気による発電を行う9、発電設備となっております。

資料の6ページをごらんください。今回工場に搬出し、修理、整備を行う項目を記載した資料です。

工場整備につきましては、サーボモーター、振動計、軸移動計、工場補修につきましては、タービンケースの上部を工場に持ち込み、3弁、4弁の弁座及び弁体の交換を行います。その他の装置等につきましては、クリーンポート発電機室にて分解点検を実施します。

説明は以上です。

○議長（遠藤源太郎） 以上で説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○7番（中村清治） 7番中村です。今、説明にありましたけれども、特殊な設備ということで、設計と施工業者の保守部門の会社が住重環境エンジニアリングということで、そこ随意契約になっております。私が聞きたいのは、随意契約の場合に直接工事費、まず本体とか直接その工事にかかわる工事費に対して、共通仮設費とか現場管理費、一般管理費ありますけれども、どの程度のパーセントとして、工事金額に対してどれだけの管理費等を想定して実施しているのか。

それからもう1点、環境対策費というのが1,098万円ありますけれども、この環境対策費の内訳を説明していただければなと思います。

○施設管理課長（中村清） ただいまの議員の質問にお答えいたします。

通常設計担当としてやっております諸経費におきましては、まず、共通仮設費、これは300万円以下から300万円以上のもので設定になっておりまして、詳しい数字はここでは申し上げないほうがよろしいかと思っておりますけれども、ざっくりとでも構いませんか。

300万円を超えるものにおきましては2%強、300万円以下のものに対しましては3.3%強です。それから、現場管理費におきましては、3億円を超えるような大きなものにおきましては6%です。それから、定額のものには18%ぐらいです。それから、一般管理費におきましては、7%から10%ぐらいということになっています。その範囲の中で直工費が積算されまして、諸経費がそれなりの率としてかかってくるということになります。

○技術課主幹（大場俊美） 環境対策費なんですけど、これにつきましては作業にかかわるダイオキシン類対策ということで、作業員の防じんマスク等及び各減温塔とか、そういう装置の密閉をしまして、ダイオキシン類の拡散を防ぐような対策を行う費用となっております。

○助役（森田浩） 少し補足させてもらいたいんですけども、先ほどの各共通仮設費とか現場管理費の算出根拠なんですけれども、これは東京都の設計基準で決まっております、その内容は、共通仮設費とは一般管理費は建築工事、電気工事とか業種ごとに率が全然違ってあります。また、設計金額によりまして、額が大きくなれば率が低くなるという形で全部決まっているものですから、それを適用させていただいて今回設計をさせていただいて契約させていただいたという経過でございます。

○7番（中村清治） わかりました。私も幾つか工事出した経験ありますので、こういう項目がついてくるのは当たり前の話なんですね。ただ、随意契約ですので、競争入札でも大体この金額は、工事費に対して今言われたように設計基準の中で何%というのは決まっていますから、その範囲で大体出してくるのが常識だと思うんですけども、一応お聞きしました。

それから、環境対策費なんですけれども、ダイオキシン類対策ということで、工事をやるのにかなり密閉しなければいけないという、防じんもあるでしょうし、外に出ないような対策を十分やっていただければなと思います。それだけ要望して終わります。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

○6番（安斉慎一郎） 1点だけなんですけれども、先ほどの行政報告の資料の中の契約の関係で、随意契約であっても予定価格を計上して、それに対して契約金が幾らと、落札率99%とかと出ているんですけれども、なぜ予定価格をあれしないのかなと。それだけ少し伺いたいと思います。

○総務課長（新井謙二） 今回、クリーンポートの定期点検整備補修でございますが、予定価格を設定いたしまして、1億7,354万4,000円というところでございます。この予定価格につきましては、積算した金額と同額でございます。

○6番（安斉慎一郎） これはずっと住重環境エンジニアリングなんですか。これ、何回目の補修工事なのかですね。随意契約が続くというのはあんまり、議員の立場からいくと好ましくないかと、競争入札に持って行ってほしいなと思っているんですが、つくったところは確かにそうなんだろうけれども、各社技術力がそれぞれ、研さんして向上してくるわけですから、近づいてくるはずで。そういう点で今後どういうふうに考えていくのか、お答え願いたいと思います。

○助役（森田浩） 契約の方法につきましては、税金で対応させていただいておりますから、いかに効率的に税金を使わなければいけないという、それが第1点、頭の中に置きまして、なるべく効率よく活用させていただくと。

そういう意味からも、今まで一括で随意契約1社、特命随意契約で工事を発注していた業種につきましても、なるべく分割をできるところにつきましては分割して、ある一定部分を指名競争入札にできるものについては分割して指名競争入札を行ってきているという経過を踏んでおります。ただし、今回お願いしましたこの契約につきましては非常に特殊な事業でございまして、これ以上分割することはできないような状況で、やむを得ず特命

随意契約という形をとっておりますが、柳泉園の施設全体の契約のあり方といたしましては、今後とも分割するのが果たして経費の節減になるのか、諸経費がふえますから。その辺との比較もありますが、その辺を含めまして、なるべく競争性を発揮させていただきながら公平な契約の方法でやっていきたいと、努力させていただきたいと思います。

○6番（安齊慎一郎） わかりました。そういう方向での努力をお願いしたいと思います。

それから、やはり予定価格は今回の資料の中にきちんと明示しておくべきだと思いますので、今後よろしくをお願いします。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、ないようですので、質疑なしと認めます。

以上をもって議案第8号、工事請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

これより議案第8号、工事請負契約の締結についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第8号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

「日程第7、議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、宮城県女川町の災害廃棄物を受け入れることにより、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額30億9,957万

1,000円に対し、歳入歳出それぞれ7,362万8,000円を追加し、予算の総額を31億7,319万9,000円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、災害廃棄物を受け入れに伴う補正が主な内容でございますので、初めに受け入れ処理にかかわる事業計画について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、先に資料の宮城県女川町災害廃棄物受け入れ処理の主な事業計画と題した書類をごらんください。

初めに1の事業費でございますが、歳入合計は7,212万9,000円で、歳出合計は483万4,000円でございます。

歳入の内訳でございますが、諸収入の受託事業収入として6,900万円でございます。この受託事業収入は、1トン当たり2万5,000円で、受託処理予定量は2,760トンでございます。

続きまして、雑入の電力売り払いとして312万9,000円は、受け入れ処理に伴う発電量が増となり、売り払いの収入増が見込まれることによるものでございます。

次に、歳出の内訳でございますが、需用費の消耗品費の薬品代として237万6,000円で、受託処理に伴い薬品の使用量が増となるものでございます。

委託料関係でございますが、焼却残渣輸送作業委託で、焼却残渣が345トン分として125万円でございます。

続きまして、災害廃棄物等の放射性物質測定濃度委託として57万8,000円は、災害廃棄物の受け入れ開始の当日に行う測定費として、搬入された災害廃棄物そのものの放射性セシウム濃度の測定及び災害廃棄物をごみピットに投入する前、ごみピット内の通常の可燃ごみの放射性セシウム濃度の測定をそれぞれ1回行う費用と、また、受け入れ開始1週間後あたりでございますが、通常の可燃ごみと災害廃棄物をごみピット内で混合、攪拌された混合ごみの放射性セシウム濃度の測定を1回行う費用でございます。

次の排ガス中のアスベスト測定委託として63万円は、災害廃棄物受け入れ後に行う3炉分の測定費用でございます。

この排ガス中のアスベスト測定につきましては、東京23区清掃一部事務組合の清掃工場においてアスベストが検出されたことを受けまして、柳泉園組合といたしましては災害

廃棄物を受け入れ前と受け入れ後において実施することといたしました。受け入れ前の測定におきましては、契約差金等を流用させていただきまして、去る8月6日の週において実施をいたしました。その結果でございますが、正式な文書はまだ来ておりませんが、速報値として今週27日の夕方でございますが、電話連絡がございまして、その結果におきましては3炉とも不検出という結果でございます。

続きまして、2の実施理由でございますが、記載のとおり被災地の一日も早い復興を支援するため、宮城県女川町の災害廃棄物を受け入れ処理するものでございます。

3の事業内容でございますが、女川町の災害廃棄物、可燃性災害廃棄物の木くずなど2,760トン構成3市の可燃ごみと混合焼却処理をし、焼却残渣につきましては、東京たま資源循環組合内のエコセメント化施設へ運搬するものでございます。

4の実施期間でございますが、平成24年9月10日から平成25年3月31日までの約7カ月間でございます。

5の搬入計画ですが、次のページをごらんください。

災害廃棄物搬入計画の表のとおりでございますが、9月10日から受け入れを開始する予定でございます。開始の週でございますが、1日2台で8トンでございますが、第2週目以降におきましては1日5台で20トンの計画でございます。9月から3月までの合計、141日間で690台、受け入れ予定総量は2,760トンと計画をしております。事業計画については以上でございます。

恐れ入りますが、議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算書をごらん願います。

まず、2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款・項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載する金額でございます。

次に、7ページをごらんください。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書で1、総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

2の歳入でございます。

款5諸収入、項2雑入、目1雑入、節3の電力売り払いは、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、項3受託事業収入、目1受託事業収入、節1委託事業につきましても、説明欄に

記載のとおりでございます。

次に、款6 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 ごみ処理費国庫補助金、節1のごみ処理費補助金は、今回の災害廃棄物受け入れに伴う補助金ではなく、本年1月に放射性物質汚染対処特措法が施行されたことに伴う毎月1回行う焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質セシウム濃度の測定費がこの対象事業となったことにより、本年の測定費でございます149万9,400円でございますが、これが確定いたしましたので補助申請を行いました。廃棄物処理施設モニタリング事業費として149万9,000円を予算措置するものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。

3の歳出でございます。

款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目2 ごみ処理費、節2の需用費及び節13の委託料は、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款5 予備費の6,879万4,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。補足説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 事業計画の御説明、ありがとうございました。先ほどは少し先走ってお伺いをして失礼いたしました。

この災害廃棄物の受け入れに当たっては、前回、前々回と引き続いて住民の皆さんの理解をどう得ていくかということが重要であろうということを、住民合意に基づいた受け入れが必要だという意見を繰り返し表明してきたところであります。安全ということは必ず必要なことでありますし、また、理解してもらおう努力も必要だというふうに考えます。お伺いしたいのは、住民合意形成のために組合としてこの間どのような取り組みをしてきたのでしょうかということであります。きょうのファイルの中でも幾つか御報告あるところもあると思いますが、そのところを教えてくださいと思います。

2点目ですが、災害廃棄物の受け入れに当たって、放射性物質に対する不安が私の方にも多く寄せられております。さきの定例会では、私は家庭ごみ、柳泉園が現に受け入れている3市の一般的なごみの放射性物質濃度、報告にもありますように、その中でも一定程度放射性物質が含まれているわけですが、この程度を参考にして基準をつくり、それを上回るものは受け入れするべきではないのではないかと。何らかの現状持っている

8,000ベクレル／キログラム、これは焼却残渣に含まれる放射性物質濃度に対する基準でありますけれども、これだけではなくて、より厳しい基準が必要ではないかという御提案を申し上げているところですが、その御検討はいかがでしょうか。

3点目です。前回の定例会では、宮城県からの災害廃棄物について東京都全体で10万トンという計画が6万1,000トンに減るという報告がございました。石巻市などでは災害廃棄物の処理をするための焼却施設も次々につくられて稼動を始めているということが報道されております。私は住民合意に基づいて被災地の復興支援をするために、災害廃棄物の広域処理は必要だと考えておりますが、同時に不安を感じ、率直に受け入れすべきではないとおっしゃる住民の方もいらっしゃることは事実であります。さまざまな対策を講じるとしても、災害廃棄物の受け入れにはどうしてもリスクがあることもまた事実でありまして、事業計画のところで理由の説明もございましたが、災害廃棄物の受け入れの必要性をどのように受けとめられて事業を進められるお考えなのか、具体的なデータなどもあれば、それも含めて御説明、御答弁いただければと思います。

4点目ですが、アスベストの検査を事前にも行うという御説明がありました。

都内の工場で排ガスからアスベストが出たということでありましてけれども、この原因というのは、なぜ出たかというのは把握されているのでしょうか。それと表裏一体なんです、可能性の問題として、柳泉園でも同じことが起こり得るのでしょうかとお聞きしたいと思います。

5点目なんです、これは念のための確認なんですけれども、報道では東京都が新たに2.5万トンの可燃瓦れきを石巻市から受け入れることになったという報道があります、7月26日付の新聞でしたが。柳泉園では女川町の瓦れきを受け入れるという説明を受けているわけなんですけれども、何分記事が小さいもので、東京都は受け入れるという記事になっていますので、新たに柳泉園でも女川町だけではなくて石巻市のものも受け入れる可能性が今後あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

多岐にわたって申しわけないんですが、あと3点お聞きしたいと思います。

災害廃棄物の受け入れに当たって、放射性物質の対策の意味で測定をされている、現段階でも行っていると思います。御説明のあったとおり、敷地周辺の空間放射線量、排ガス、焼却残渣の放射性物質濃度の測定が行われていて、空間放射線量については週に1回、放射性物質濃度については月に1回という測定であります。これは災害廃棄物の受け入れの前後で頻度をふやすお考えはあるのかどうかお聞きします。

7点目ですが、受け入れに当たってスケジュールも示されておりますが、こういう新しい状況でございますので、一定の検証、確認をする必要があるのではないかと思います。計画では9月10日から8トン、まず1週間受け入れて、その後は20トン本格的に受け入れていくという計画になっておりますが、焼却残渣にしても、排ガスにしても、各検査を外部に委託して行って、その結果が出るまで一定の時間がかかることがわかっておりますので、他の工場で既に受け入れを進めているとはいえ、柳泉園として女川町の瓦れきを受け入れるのは、きょうの議論にもよるわけですけれども、9月10日が初めてということになるわけですから、その調査結果を待って本格的に受け入れることもやり方としてはあっていいのかなど。受け入れの可否を判断する立場でございますので、安全性の確認をどのように実施するのか、お聞きしたいと思います。

その実証実験も行っていただきたいんですけども、今後も検証を行うと思いますが、受け入れの事業計画も含めて、周辺自治会の皆さんだけではなくて、一般的な説明会も御検討いただきたいと思います。住民の理解を得ていくためにもこういうものが必要だと。あわせて、当然だとは思いますが、ホームページや広報紙などでは検査の結果、事業計画の内容等々も速やかに公表される体制をとっていただきたいと思います。

最後の8点目ですが、万が一の対応ということでお聞きをしたいと思います。

都内でアスベストが出たというのも、現地の工場の担当の方からすれば想定外と言えるような事態だったかなと思いますけれども、この議会で議論されたような問題が起こる可能性もゼロではない。また、この議会で議論されていないような、我々が考えに至らなかった問題が生じる可能性もあると思いますが、その場合、迅速かつ重大な判断をする必要が生じるとは思いますけれども、3市と柳泉園の連絡体制、どういう方法で意思決定をするのか想定しておくことも必要だと思いますけれども、緊急時の対応はどのようなふうにされる予定なのか、お聞きしたいと思います。多岐にわたって恐縮ですが、8点お願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 質疑の途中ですが、ここで昼食休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤源太郎） 休憩を閉じて会議を開きます。

それでは、答弁を求めます。

○総務課長（新井謙二） それではまず、1点目の住民合意形成の件でございます。

去る2月20日におきまして、柳泉園組合周辺自治会協議会の臨時協議会を開催させていただきまして、その中で災害廃棄物の受け入れについてを御説明し、一定の理解を得たところでございます。それを受けまして、平成24年4月5日におきましては、3市合同により住民説明会を実施したところでございます。さらに8月27日でございますが、具体的な受け入れ開始時期や受け入れ量等が決まりましたので、その事業計画におきまして周辺自治会の臨時協議会を開催させていただいて再度御理解を求めたところでございます。

それから、3点目の件でございます。

女川町の災害廃棄物10万トンが6万トンになった件でございます。東京都にお伺いしたところ、国は被災地の復興妨げになっている災害廃棄物を平成26年3月までに処理を終了させることを目標に立てており、特に女川町におきましては平地に公共用地がほとんどなく、やむを得ず民有地を仮置き場にしている現状で、早急な処理が迫られていることから、災害廃棄物の受け入れ処理に当たり、その事業の仕組み等を構築した東京都へ支援を要請し、既に23区内の清掃工場は受け入れております。

宮城県の災害廃棄物の発生量が大幅に減となる見直しがされ、女川町からの要請量は10万トンが6万トンに減となりましたが、一日でも早い復旧復興を望んでいる女川町から処理の要請がある限り、平成25年3月までは支援をしていくということを東京都から伺っております。

それから、5点目の石巻市の処理の件でございます。

平成24年8月24日に東京都市町村清掃協議会の第7回廃棄物受け入れ調整会議がございました。その中の議題としまして、今後の広域処理についてということで東京都から御報告をいただいております。

まず、宮城県石巻市の処理におきましては、今年度7月末現在の実績でございますが、廃棄物を民間の処理施設で約360トン処理しているところでございます。今後におきましては約6,800トン进行处理の見込みと聞いております。また、石巻市の混合廃棄物におきましても民間の処理施設で、8月以降でございますが、2万5,000トン进行处理の見込みとお伺いしております。

また、その中の資料といたしましては、国、被災県の意向ということで、8月7日付で環境大臣から都知事あてに東日本大震災にかかわる災害廃棄物の処理工程表の策定及び、これを踏まえた広域処理の協力要請についてという文書の送付があったそうでございます。

処理工程表によれば、岩手県の広域処理必要量のうち、要調整の可燃物は13万トン、このうち具体的に受け入れ予定自治体と調整している量は10万トンと書いてございます。宮城県の広域処理必要量のうち、要調整の可燃物は28万トン、このうち石巻ブロックは24万8,000トンであり、現在調整を進めているのは東京都の民間の事業者で、今年度混合廃棄物は先ほど申した2万5,000トンの処理を行うということでございます。

また、今後の受け入れにおきましては、岩手県については引き続き大槌町の混合廃棄物を民間の業者で受け入れると書かれております。宮城県におきましては、石巻ブロックでは可燃物24万8,000トンを広域処理要請量を調整することは宮城県から依頼があった場合、東京都では受け入れを検討しているということでございます。これにおきましては、民間の処理施設で受け入れを検討しているということでございます。

また、来年度の具体的な受け入れにつきましては、今のところ被災地のほうから依頼はないということでございます。

続きまして、7点目の情報公開の件でございます。

現在におきましても組合ホームページにおきましては測定結果については掲載しているところでございますが、災害廃棄物の受け入れ時の測定結果や受け入れ後における測定結果におきましては関係3市へ報告し、また、各自治会へも報告させていただきたいと思っております。引き続き組合ホームページにも掲載をしております。

9番目の3市民への住民説明会の件でございますが、これにつきましては再度の住民説明会は行わないということで、3市と柳泉園では共通認識を持っているところでございます。

10点目の件……。

○議長（遠藤源太郎） 番号では8点と言われていたんですけども、細部にわたっているのかもしれない。

○総務課長（新井謙二） 緊急対応のほうにつきましては、3市の部課長と事務連絡協議会がございますので、その中で検討していきたいと思っております。

○技術課長（涌井敬太） 2番目の放射性物質等の柳泉園組合の基準でございますが、排ガスにつきましては国の維持管理基準というものがございまして、セシウム134の濃度を20で割った数字と、セシウム137の濃度を30で割った数字を合計したものが1を下回ることで、これが排ガスの維持管理基準でございます。これが私ども柳泉園組合の基準と考えてございます。

それから、焼却灰、飛灰につきましては、国の考え方としては8,000ベクレルを超えたものについては指定廃棄物として移動せず、国が適切に処理をするというお考えを持っておりまして、柳泉園組合としてもこの基準を柳泉園の基準として考えております。

なお、8,000ベクレルを超えた焼却灰、飛灰につきましては、日の出町のエコセメント化施設へ搬入することはできませんので、柳泉園組合で一時保管をしまして、指定廃棄物として国へ申請し、国に適切に処理をしていただくということになろうかと思っております。

それから、4番目のアスベストの件でございます。

アスベストが都内の清掃工場で排ガスからわずかですが出たということを受けまして、23区清掃一部事務組合では女川町の選別の現状等を現地へ行って確認した。それから、選別場の周辺、それから積み込み場所の大気中のアスベスト濃度を測定されております。その結果はすべて不検出でございます。

以上のことで、東京都には一番最初、世田谷区の工場で出た際に、なぜ検出されたのか確認をして御連絡をいただけませんかというお願いをしております。その後、何回かお会いする機会がありまして、その次には光が丘、最近では江戸川の清掃工場で若干ですが検出されておりますので、こういったこともあわせまして原因の究明についてお願いはしておりますが、回答についてはまだいただいております。

それを受けまして、柳泉園組合では8月6日の週に柳泉園の3炉の排ガスのアスベスト測定を実施いたしました結果、不検出ということでございまして、災害廃棄物受け入れ後ももう一度はかりまして、その結果については公表していく予定でございます。

それから、6番目の災害廃棄物受け入れに際し、放射性物質濃度測定等の回数をふやしていく考えはということでございますが、ことしの3月以降、23区清掃一部事務組合で受け入れをしまして、各工場の排ガス、それから焼却灰等の放射性物質濃度測定の結果、排ガスについてはすべて不検出、焼却灰、飛灰等の放射性物質濃度についてはすべて8,000ベクレルを下回っております。

それから、多摩地域につきましては、6月から3団体が受け入れをしているわけですが、4月以降の多摩地域全清掃工場の焼却灰、飛灰の放射性物質濃度の測定結果を見ますと、柳泉園も含めまして1,500ベクレルを超えているものはございません。こういった状況を踏まえまして、現状の回数で十分ではないかと考えてございます。ですから、ふやす予定は今のところございません。

それから、8番目の受け入れに際し、準備期間、試験焼却という考えはということでご

ざいますが、今お話ししましたとおり23区清掃一部事務組合、それから多摩地域の先行3団体の測定結果等を踏まえまして、そういった必要性はないと考えてございます。

○3番(村山順次郎) それでは、技術的なお話から再質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初になんですが、排ガスの基準については御説明は御説明として理解するところですが、8,000ベクレル/キログラム以下という基準を設けていて、現状でも、また瓦れきを受け入れ始めた後においても、その基準以下であれば基本的に処理をしていくということかと思えます。現状の計画ですと、受け入れを始めて本格的に受け入れをすることになれば、日量20トンずつ。たしか以前の説明では20%混合して、10%ずつということです。先ほどの行政報告で、焼却残渣の中に含まれる放射性物質濃度というのは100ベクレルから200ベクレルの間ぐらいで推移をしているという現状から考えますと、これが8,000ベクレル超えてくることになる、さっき試算してみたんですけども、現状の普通の廃棄物からすると、200倍から300倍ぐらいの高い濃度の放射性物質が含まれている瓦れきが来ないと超えないということになるのかなと。これはいかにも基準としては、ハードルとしては低いように感じるところで、住民の皆さんの不安からするとどうだろうという思いを持つんですけども、実際の女川町の選別施設等で行われている選別や測定の体制はかなり慎重にされている反面、基準については広くとられているということだと思えますけれども、今後も含めてより厳しい基準を検討されるお考えはないのかどうか、改めてお聞きをしたいと思えます。

アスベストの件ですけれども、原因については問い合わせはしているけれども、回答はないということだったかと思えます。柳泉園ではそれとは別に、今月ですか、排ガスにおけるアスベストの濃度の測定をされていて、それは不検出だったということです。原因がわかりませんと当然対策もとりにづらいいと思えますし、重ねてお聞きしたいのは、柳泉園ではこういうことが起こり得るのかどうかということもあわせてお聞きしたいと思えます。

試験焼却については、実施する考えがないということでした。他の工場での実績からすると、その必要はないということだったかなと思えますけれども、現状において柳泉園の施設において瓦れきを焼却したことがないわけですから、私、議員になる前は工業の世界におりまして、ある工場でできることを同じように他の工場で行おうとすると、うまくいく場合もあるんですけども、うまくいかない場合もままあるというのが普通の感覚でして、そういう意味では一定の検証もされるべきではないかと思えますので、その点につい

ではもう一度お聞きしたいと思います。

技術的な点については、以上の3点お聞きしたいと思います。

3往復ということですので、一遍に聞かせていただきます。

住民合意の取り組みということなんですが、この問題に当たりまして私もいろいろ勉強するところなんですが、構成3市があって、柳泉園があって、東京都があり、多摩市長会があり、施設の協議会があり、また市町村の協議会があって、これらが複雑に関係し合いながら全体としては瓦れきの処理をしていくということだと思えるんですけども、率直に申し上げて、住民合意の取り組みということ言えば、他の自治体、主に他県になると思うんですけども、その状況から比較しても不十分さがあるのではないかと感じております。

そういう意味で、自治会との協議を行ってきた、あるいは4月5日に説明会をされたということでもありますけれども、柳泉園として関係3市とどういうふうに連携をとって、どういう協議を行って住民合意を得るその努力をしていくかを協議されて、実際どういうことがされたのかということをお聞きしているところであります。今後のことも含めて住民合意をどうやって得ていくか、改めてお聞きしたいと思います。

それと一体的な御質問になると思いますが、なぜ女川町の瓦れきを柳泉園で処理するのかという御説明がございました。女川町の早急な復興のために、要請がある限り基本的には処理をしていくというお答えでございましたけれども、ぜひこれは管理者にお聞きをしたいと思いますが、管理者のお考えとして、基本的にはそのとおりというお答えになると思いますが、住民合意の取り組みにおいてもそうですけれども、柳泉園及び関係3市の主体的な取り組み、なぜ女川町の瓦れきを遠くから運んできてこの柳泉園で処理をするのかということ、私の感覚で怒られるかもしれませんけれども、ともすると受け身というか、消極的な印象を持ちます。ですので、なぜ受け入れるのかということをもう一度、お気持ちの部分で結構ですので、お聞きをしたいと思います。

一応念のため次の点ですけれども、石巻市の可燃瓦れきの受け入れの件ですけれども、今後基本的にはというか、柳泉園では女川町の瓦れきしか受け入れないという考えでよろしいのか。あるいは、状況によっては別途手続をとって女川町の選別施設から送られてくる瓦れき以外のものを処理することもあり得るのかどうか、その点は少し、お聞きをしている限り多分そうなんだろうとは思いますが、一応そういう形でお聞きをしたいと思います。

緊急時、万が一の場合の体制でございますけれども、お答えでは3市の部課長の連絡協議の中で判断をしていくと。どういう事態が生じるのか僕もわかりませんが、何らかの測定結果が出て、それが基準を上回ってこれはいかんとなった場合、そこで判断をされると理解してよろしいのでしょうかということをお聞きしておきたいと思っております。

この定例会後の説明会についても、住民合意の取り組みの中でお答えいただければと思っております。

○技術課長（涌井敬太） 一番最初のより厳しい基準ということでございますが、基準というものは国なり都道府県なりが定めるのが原則基本であると思っておりますので、現状を見る限り、柳泉園組合を含む多摩地域の清掃工場で今国が言っている基準を大幅に超えるものが出るとは考えられませんので、それに対してあえて柳泉園組合で特別な基準を設けるといった必要性は現在は認識しておりません。ですから、今のところつくるつもりはございません。

それと、次のアスベストの関係でございますが、先ほどお話ししましたとおり、柳泉園組合は現在、先日8月に測定した結果、排ガスの中にはアスベストは含まれていない、不検出であったと。それから、女川町の選別場で破碎処理をしているところで空間のアスベスト測定をした結果、不検出であるということは、女川町の廃棄物にはアスベストはほとんど含まれていないということだと理解しております。そのものを柳泉園組合に持ってきて柳泉園組合で現在焼却しているごみと混ぜて焼却しても、アスベストが出ることは考えにくいということでございます。ですから、可能性は限りなくゼロに近いことになろうかと思っております。その結果は災害廃棄物を受け入れて1週間なり、2週間なりした後に排ガスのアスベスト測定を実施いたしますので、それが結果として出ると思っております。

それから、柳泉園組合では災害廃棄物を受け入れて焼却した実績がないのだから、試験焼却をというお話でございますが、そもそも女川町の廃棄物は選別されたものが23区の清掃工場、それから多摩地域の工場に分配されるわけで、全く違うものが来るわけではございません。全く同じものが来ます。ですから、試験焼却そのものは、また施設もそれほど大きな違いがございませんので、実質必要性はないかなと。

それと、女川町の廃棄物等につきましては、月1回定期的に放射性物質の測定をしております。これは女川町で公表しているものでございますが、3月分が45ベクレル、4月分が48ベクレル、5月分が82ベクレル、6月分が57ベクレル、7月分が45ベクレル、8月分が84ベクレルという結果だそうでございます。この濃度のものを焼却して

も、恐らく焼却灰が8,000ベクレルを超えるというのはありません。柳泉園組合が現在焼却しているごみは、この程度の放射性物質が含まれていると理解しています。

○管理者（馬場一彦） 私のほうに必要性ということですが、これは再三今まで御答弁しているとおりです。一日も早い女川町の復旧復興、これは町自体が望んでいて、そして問題ないものを処理するということを再三申し上げておりますので、その必要性というものは今まで再三御答弁しているとおりであります。

○助役（森田浩） 住民合意等を含めまして、柳泉園組合とそれを構成する3市との関係でございますが、このごみの問題以外にも定期的に事務連絡協議会というものを持ちまして、その中でいろいろ課題や問題について3市の部課長が委員になっていらっしゃいますから、その中でいろいろ協議を重ねていって一定の方向づけなり結果を出すという協議会をもって、その中でお話し合いをさせていただいているところでございます。ですから、このごみの問題につきましても、説明会の開催等につきましても3市の皆様の参加されている事務連絡協議会の中で議論をしていただいて、方向性を出して実施させていただいたものでございます。

それから、石巻市以外の関係のごみでございますが、それにつきましては今までどおり、いろいろお話をさせていただいたとおり、現段階におきましては女川町のごみの搬入、それも平成25年3月まで受け入れると。量につきましては、先ほど答弁させていただいた量、また期間につきましても先ほどの、それ以外のところの災害ごみを柳泉園で焼却するという計画は現在ございません。

それから、例えば女川町のごみを搬入して焼却させていただいたと、そういう過程におきまして万が一アスベスト等が基準値、量にもよりますけれども、出てしまったという段階におきましては、とりあえずはその原因が究明されるまでは搬入は一たんストップすると柳泉園としては考えております。搬入をストップしている間にその原因を究明して、それで今後どのような形で再開するかということにつきましては、また近隣自治会等も含めまして協議させていただいて、あと、7団体との関係もでございます。また、東京都との関係もでございますから、その辺も含めまして総合的に判断させていただく機会を持って、一定の方向が出るまでは焼却はストップするというところで柳泉園としては考えております。

○3番（村山順次郎） 現段階では女川町以外の瓦れきを受け入れる予定がないということだったので、それはそのとおり受けとめたいと思います。

また、緊急時の対応ということでお答えがございまして、アスベスト等問題が生じた場

合は一たん受け入れをストップするという御答弁がございました。再開については関係団体との協議になるということだったかなと思いますので、この点は恐らく、もしかしたら難しい判断を迫られるような状況も生じるのでは、もし、万が一の話ですけれども——と思いますので、迅速かつ慎重にそういう判断が行えるように関係機関とも連絡をしていただきたいなと思います。

住民合意の取り組みということでお聞きをいたしました。今後のあり方、今後の説明会等についても今のところ予定がないというお答えだったかなと思います。東日本大震災というのは、我々が経験したことの無い大きな地震、津波であり、また、同時に起こりました福島第一原子力発電所の事故というのは、さまざまな立場の皆さんにとっても未曾有の事態、予想し得なかった事態を生み出して、この瓦れきの処理も我々がやったことのないことで、そのときにどういうふうに柳泉園として物を進めていくかといったときに、やはり住民合意の取り組みが基本になるのではないかとということで発言してまいりましたが、少しお答えとしては残念な気持ちであります。

技術的なところで御説明がございました。女川町で実際選別をしているところでアスベストが検出されていないということは、御説明があったとおり、瓦れきの中にはアスベストは含まれていないとなると、なお東京都の施設で何で出たのかなというのが素朴な疑問としてございます。類推すると、一般のごみに入っていたのかなとか素人ながら考えるわけですけれども、測定もされるということですので、万全の体制で挑んでいただきたいと思います。

また、基準についても御説明がございました。女川町ではかっている実際の瓦れきの放射性物質濃度の数値の説明も含めてございました。現状で検査体制やその状況から考えると、かなり高い、高濃度の放射性物質濃度を持った瓦れきが来ることは考えづらい。したがって、焼却残渣の中の放射性物質濃度としても現状の枠内で推移するであろうということであれば、なおのこと一定の範囲で基準を設定されるということもあっていいのかなと。国や都が考えるべきこととございましたが、東京都以外の自治体では、最近ですと埼玉県のある自治体では、受け入れる瓦れきの中の放射性物質濃度として100ベクレル以下という基準をつくって受け入れを始めたところも中にはありますので、それはごく1例でございますけれども、やりよう、考え方の問題かなと思います。

納得いたしかねる部分もございますが、お答えをいただきました。私、住民合意に基づいた広域処理は必要ということを重ねて申し上げてまいりまして、そのためには検査体制

と同時に基準、そしてそれを情報公開という形でホームページ等を通じて周知していくことなどが必要と申し上げてまいりました。そういう意味では、少しこの段階でのお答えとしては不安というか、不満というものを感じているところです。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

○8番（石川秀樹） 8番石川です。何点かお伺いします。

まず、この議案の部分、予算関係なんですけれども、電力売り払い収入がこの事業の枠の中での収入のほうに入っているというのが少し違和感を覚えますので、この理由ですね。当然受け入れたごみを燃やせば、その分発電することができるわけですので、その分売り払い収入が出るのはわかるんですけれども、この事業の枠内で収入として考えているというこの意味合いについて教えていただきたいと思います。

2点目です。アスベストの問題、先ほど村山議員も質問されましたけれども、このアスベスト、清掃工場では排出基準がないということ、これが難しい、面倒なことかなと思うんですが、基準をどう考えるのか。今までで出たところだと、1リットル当たり0.76本ですか、これが何本ぐらいであれば柳泉園としては了とするのか、よしとするのか。その基準はどこから持ってくる基準であるのか、こういったことをお伺いしたいと思います。

それから、都内ではアスベストだけでなく水銀が出たということも報道されております。ただ、調べてみますと、水銀については何も被災地のごみだけではなく、過去2年、3年前につきましても時々出て工場がとまっている。これは23区ですけれども、そういう経緯があるようなんですが、まずは柳泉園における水銀の検出体制、これはどういう方法があるのか。柳泉園において、過去にこういった水銀が検出されたことがあるのかどうか。また、もしその基準を超えた水銀が出てきた場合はどのような対応をされるのか、水銀についてお伺いします。

それから4点目、最後にしますが、先ほどから基準の8,000ベクレルという数字が出ております。原発事故以来、ベクレルとかシーベルトという、なかなか聞きなれない言葉が出てきて、これは住民の方々もいろいろ不安を覚えていらっしゃると思うんですが、なぜ基準が8,000ベクレルなのか。1,000でもなく、1万でもなく。これは算出根拠というんですかね、恐らく作業員の方の健康を考えて、どれぐらい作業をして最終的にその方が受けるシーベルトがどれぐらいであればというところから逆算して出てきたのかと思いますが、この基準について確認になりますが、算出根拠について教えていただきたいと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、電力売り払いの件でございます。

このことにつきましては、通常ごみと災害ごみを混合して焼却するものですから、分けることはできませんので、今回につきましては同様な科目に計上させていただきました。

○技術課長（涌井敬太） アスベストの基準でございますが、御指摘のとおり排ガスには基準はございません。23区清掃一部事務組合がおっしゃっていることというのは、大気汚染防止法の中に敷地境界基準、特定粉じんの発生施設の敷地境界の基準ということでございますが、その基準が大気汚染防止法施行規則第16条の2に石綿の濃度が1リットルにつき10本というものがございます。現在ある基準というのはこれだけでございますので、私どももこれを準用すべきであろうと理解しております。

それから、水銀の関係でございます。

水銀につきましては、柳泉園クリーンポートの焼却炉が1号、2号、3号と3つあるわけですが、それぞれの焼却炉の排ガス中の水銀濃度を連続で測定する測定器がついてございます。その測定器で過去に柳泉園組合として検出されたことはございません。一部機器のメンテナンス上の問題で薬液が焦げて誤認したことは過去にはありましたが、実際に水銀としては今まで検出されたことはございません。

それから、この機械ですが、現在は0.01ミリグラム／立米を超えたときには警報が出るようになってございます。東京都の基準は0.05ミリグラム／立米でございますが、0.01ミリグラム／立米を超えると警報が出て、0.05ミリグラム／立米で重大警報というシステムを現在柳泉園組合の焼却炉に設置してございます。まだ一度も出たことはございません。

それから、8,000ベクレルの安全性でございますが、これは国の考え方でございますが、1キログラム当たり8,000ベクレルの廃棄物を埋め立てた場合、そこで1日8時間、年間250日の労働をする方がいたとした場合、その方が1年間で被曝する量は0.78ミリシーベルトになるということで、これは計算値でございますが、国が作業の安全を確保するということで原子力安全委員会による作業者の目安としています1ミリシーベルト／年間の量を下回る数字になるので、8,000ベクレル／キログラム以下であれば、基本的にそういった問題はないと国が説明している基準でございます。

○8番（石川秀樹） まず、電力の売り払い収入ですが、この三百何十万円は通常のごみと被災地のものを分けることができないので、通常のものも含めて三百何十万円補正で入れたという解釈ですね。それはあまり議論しても意味がありませんので、了解しました。

それから、アスベストの基準については大気汚染防止法が清掃工場ではなく、アスベストを扱う工場から出るものが1リットル当たり10本ということで、どちらかという私の印象では大気汚染防止法のほうが厳しいといえますか、アスベストを扱っている工場のものよりも、こちらのほうが当然出る可能性は少ないかなと思いますので、そこは了解をいたしました。

ちなみに調べてみますと、WHOの1986年の「環境保健クライテリア」という報告書ですか、これでは都市部の一般大気中の濃度が1リットル当たり大体1本から10本で、健康へのリスクが著しく低いということからこういった基準を決めたということですので、通常清掃工場ではなくても、アスベストはこれぐらいの数、本数が通常都市生活を送っている中であるかもしれないと。そこから導き出されたものかなと思っておりませんが、少し見解をお伺いしたいと思っております。

それから、水銀については連続の測定の体制があるということでわかりました。これ、もしも水銀が先ほどの0.01ミリグラム/立米を超えた場合は、柳泉園としては23区と同じように緊急にとめるようなことになるのかどうか、その対応について確認をお伺いします。

それから、8,000ベクレルの意味ですけれども、作業員の方が1年のうち250日、1日8時間とおっしゃいましたが、実際に8時間の作業の半分ぐらい、4時間、250掛ける4でちょうど1,000になるので、そこでというふうに私は伺っております。そうすると、受けるシーベルトに換算すると0.78ミリシーベルト/1年間ですから、ICRPの1ミリシーベルトよりも少ないから、そこで安心であろうと、そういうふうに伺っております。その点では8,000ベクレルというのは、8,000という数字が高いように思いますけれども、シーベルトに換算したら1ミリシーベルトよりも少ないということで、大丈夫かなと思います。

ただ、お伺いしたいのは、柳泉園の作業員の方、どういう作業になるかわかりませんが、女川町からごみが送られてきて1日4時間以上柳泉園の職員の方がそこに接するような機会があるとは思えないんですけれども、どういう作業になるのか。この基準を十分守れるのかどうか。1日4時間以内を守れるようになるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思えます。

○技術課長（涌井敬太） アスベストの大気中の本数でございますが、これはインターネット等で調べますと、大気中のアスベストは0.19から2.83本程度あると言われてい

ます。ですから、こういった状況から見ても、1リットルで10本というのは安全な基準なのではないかと理解してございます。

それから、水銀のことでございます。0.05ミリグラム/立米を超えた場合の対応でございますが、これにつきましては、まず0.05ミリグラム/立米という数値が本当に水銀のものであるかの確認をいたします。これは排ガスを引っ張っているチューブを外しまして、大気中の濃度を測定させます。そうすると、大気中のものであれば水銀の濃度が下がるわけですね。水銀の濃度が変わらなければ、これは間違いなく排ガス中に存在するものであるということが現場で対応できるように指示は出してありますが、そういったことを踏まえて間違いなく排ガス中に0.05ミリグラム/立米を超える水銀があるということであれば、その焼却炉は一時とめまして状況を確認して、その後どういう対応をいたしますか柳泉園内部、構成3市含めまして協議していかなければなりません、何らかの対応を図っていかなければならないと考えてございます。

それから、8,000ベクレルの関係、柳泉園組合の作業員が被曝をすることはということでございますが、まず、災害廃棄物が搬入されますと、車は密閉された状態で柳泉園組合のプラットフォームに入ります。密閉をそこでとりまして、そのままの状態でごみピットへ投入されます。ですから、そこで職員なり運転手もそうですが、そのごみにかかることはございません。それから、ピットの中に入ったごみはクレーンで攪拌をします。ごみピットの中に通常職員を含めて人は入りませんので、そこでかかることもございません。それから、ごみピットの中で攪拌されたごみはそのまま焼却炉へごみクレーンの機械を使って投入されます。投入されたごみは焼却されて灰として出てきますが、灰として出たものは灰ピットというところに入りまして、そこから日の出町へトラックにクレーンでつかんで入れるわけです。ですから、職員以外もそうですが、直接ごみなり灰なりに常時、その近くにいるということは基本的にございませんので、あっても1日1時間あるかないかでございますから、この8,000ベクレルの基準をはるかに下回る被曝しかしないということでございますので、十分安全であると認識してございます。

○6番（安斉慎一郎） 今回、災害廃棄物を受け入れる目的、意義については先ほど管理者から御答弁がありましたので、また、この本会議資料の中にもその理由がちゃんと書いてありますので、質問しようと思ったんだけど、再三言っているということでございますし、これは終わります。

それから、1つは補正予算の提案がきょうの定例会になったということについて、他市

では6月からとか、多摩の3工場はもう既にやっているということなんですけれども、なぜここまで、途中で臨時会とか、日程とか探ったのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それからもう1つ、この予算書を見ますと、全体が7,362万8,000円なんですけれども、ごみ処理費が483万4,000円で、歳出の中では予備費に6,879万4,000円が支出されると。つまり、予備費ということは積み立てるというのか、予備費がふえるという結果になるわけです。そうすると、実際にはあんまりお金使っていないということなんですけれども、この辺は今後どういうふうに予備費というものを考えていくのか、1つ伺っておきたいと思います。

それから、先ほど若干質疑応答があったんですけども、よくわからないところがあるので再度伺いたんですが、1つは災害廃棄物を受け入れてからの頻度なんですけれども、現在のところはきょうの行政報告を見ますと、焼却灰、飛灰、排ガスについては5月21日、6月28日、7月6日に測定しておりますということで、敷地境界線は1週間ごとにやっているということなんですけれども、これは災害廃棄物を受け入れてからも月に1回と言ったらいいのか、5月21日、6月28日だから、次は7月6日になっているので、その辺のところも少しわからないんですけども、これを例えば倍にするとか、そういうお考えはないのか。

それからもう1つ、先ほど御説明があったんですけども、焼却前の放射線量測定、あるいは放射性物質濃度の測定なんですけれども、焼却前の場合に、御説明だと受け入れ開始の当日、そのものの測定とごみピット内の測定、ごみピット内の混合したもの、それぞれ1回やるとなっているんですね。これは継続的にやらないということなんですか。お金のかかることではあるけれども、お金については一応予備費のほうに支出するというものですから、ないことはないと思うんです。

そういう点で、例えばこれは多摩の清掃工場なんですけど、ここは搬入ごみにおける空間放射線量率測定結果というものがあまして、混合してからの測定ではありますけれども、週1回測定、クレーン周辺の3カ所を5センチメートルの距離で測定した平均値を採用、1回の測定時間は60秒間と書いてあって、これに比べても、1回だけであとはやらないというふうにもとれたので、その辺のお考えを伺いたしたいと思います。

それから、今後も測定していくわけなんですけれども、この間の測定結果についてはそれぞれの構成市の市報なり、あるいはホームページなり、あるいは柳泉園の広報なりで周知し

てきたり、先ほども議論ありましたけれども、周辺自治会の協議会で説明したり、1回3市合同の市民説明会をやったと。この市民説明会について、前の陳情第1号のときに私も少し意見申し上げましたけれども、せめて構成市で1回ずつぐらいやらないかと申し上げたところ、やらないという御答弁だったんですけれども、持ち込んだ段階でどういうふうだということについて、3市のことだから、これは市のほうでやるべきことかもしれないので、柳泉園として3市に、こういう議論があったがどうだということで3市に、市長3人おられるので聞いてはいらっしゃるんですけれども、話してみるなどとは検討できないか。

それから、情報公開とその周知については一層の努力をお願いしたいと思うんですが、その辺の考え方も伺いたいと思います。

○総務課長（新井謙二） 補正予算の提案の件でございますが、6月におきましては2工場のほうで受け入れていまして、7月におきましても1工場のほうで受け入れております。受け入れることの調整につきましては、毎月7施設と東京都のほうで調整をしているところでございます。7月20日に行われた調整会議におきましても「柳泉園さん、8月どうでしょうか」と言われましたが、柳泉園の場合、受け入れをするに当たって、まず受け入れ計画を立ててその後議会へ補正予算を提出しなければならないものですから、どうしても1カ月程度かかってしまいます。仮に7月20日言われて、それから1カ月ですと、8月20日ごろの臨時会となってしまいますが、今回8月30日が定例会でございましたので、この時期となったものでございます。

予備費の件でございますが、この金額におきましては決算剰余金となりますので、従前の例からいきますと、施設整備基金のほうへ積み立てていくようになるかと思えます。

○技術課長（涌井敬太） 測定回数を月1回から複数回にふやせないかという御質問でございますが、ふやすことはやぶさかではございませんが、他の団体の測定結果、それから柳泉園組合の今までの測定結果を踏まえて、これ以上やっても大きな違いは考えられませんので、月1回で十分かなと考えてございます。

それから、ごみそのものの放射性物質の濃度測定、災害廃棄物の放射性物質の濃度測定に関して、受け入れ前と受け入れ後にそれぞれ1回ずつということなんですけど、これにつきましては、現状のごみにどのぐらい放射性物質が含まれているか確認しておく必要があるでしょうと。それから、災害廃棄物を受け入れたときに、そのものがどのぐらい持っているか、これも測定しておく必要があるでしょうと。恐らく他の団体、過去の例から察し

てそれほど高い数値は出てこないとは思いますが、柳泉園組合としては測定したことがございませんので、測定をしてその結果を知る必要があると思ひまして、受け入れ前、受け入れ時に1回、それからそれらのものが混合されたときにどのぐらいになるかもやっておいたほうがいだろうということで、受け入れ後に1回という考え方で今回の補正予算に計上させていただきました。ですから、その後も測定する考えは今のところございません。

それと、多摩市が週1回とおっしゃったように聞こえたんですが、恐らくそれは周辺の敷地境界の空間放射線量率だと思います。柳泉園組合も同様に、これは特措法で定めがありまして、柳泉園組合のような焼却施設の敷地境界で週1回、東西南北の空間放射線量率を測定しなさいという基準になってございますので、それにつきましては柳泉園組合は1月から毎週1回測定をしまして、行政報告でも報告させていただいているところでございます。

それから、焼却灰、飛灰につきましては、昨年7月から月1回測定をさせていただいてまして、1月以降につきましては特措法によりまして月1回、同じことなんですが、特措法によりまして月1回やっております、それが行政報告のほうでも報告させていただいていますが、毎月、今期ですと5月21日、6月28日、7月6日という結果になってございます。今後もこれは毎月1回測定する予定でございます。

それから、排ガスの放射性物質濃度につきましても同様でございます、昨年7月に1回実施しまして、ことしの1月から特措法で定められまして月1回ということでございますので、1月から毎月1回、今期の行政報告では5月21日、6月28日、7月6日にそれぞれの動いているものにつきまして測定をしたということございまして、これも今後も毎月1回実施していく考えでございます。

○管理者（馬場一彦） 市民説明会等々についての御提案でございますけれども、4月5日に3市合同という形で一度やらせていただきまして、その後につきましては説明会ということでは考えてございません。しかしながら、先ほどから各議員の皆様からも御指摘ございますように、その状況、例えば放射性物質濃度の状況ですとか、アスベストですとか重金属等、有害なものが混入していないのかどうなのか、そういうことを含めて柳泉園組合としてはしっかりと測定、計測等して、それを公開していくと。それはやはり多くの方に周知するというので、今はホームページの公表が一番早く、また不特定多数の多くの方にお知らせできる媒体でもありますし、パソコン等の普及、また、スマートフォンですとか電子媒体の普及もございますので、そういった意味ではまず第一義的にそういった情

報公開の方式で広く皆さんに御安心していただくことは考えていきたいと思えます。

ただ、それ以外に柳泉園としての広報等も出しておりますし、そういった意味ではその状況をあらゆる媒体ですとか方法を使って構成3市の市民の方にお知らせしていくということは工夫をしたり、また研究したり、他団体の取り組みを調査などして、可能な限り努めていきたいと考えてございます。

○6番（安齊慎一郎） 今回の補正の提案がきょうになったということについては、経過については一応わかりました。私としては少しでも早くということがあって、前に臨時議会ということも言及したわけですがけれども、経過としてはわかりました。

それから、予備費が施設整備にいくとなりますと、この7,212万9,000円の歳出が483万4,000円ですから、引き受けたことによって柳泉園としては財政的には非常に補償されたというか、どこでもそうなんでしょうけれども、こういうことになっているとわかりました。

それから、特措法の関係で月1回とされているので十分、他の工場の結果などもあるので十分だと考えているということで、当面月1回をふやす考えはないと。ただ、敷地境界については週ごとにやっていますよね。ですから、この辺の違いはどうしてなのかなというのが少し理解できないんですけれども、もしその辺のところの御説明ができましたら、なぜ敷地境界は週ごとに測定して、この焼却灰、飛灰、排ガスについては月1回の特措法のままにしているのか。それとも、敷地境界も特措法で週1回と決まっているんでしょうか。そこのところも伺いたいと思えます。

それから、焼却前の放射線量測定について、多摩工場のことなんですけれども、私は多摩衛生組合に行ったわけではないんですけれども、ホームページで見ると、焼却灰の測定結果、排ガスの測定結果、放流水の測定結果、敷地境界線及び灰出し設備周辺の空間放射線量率の測定結果、搬入ごみの空間放射線量率の測定結果というふうになっているんですよ。ですから、搬入ごみとはっきり名を打って、しかも先ほど申し上げましたようにはかり方が、混入したごみをクレーンで持ち上げて測定している。ここのホームページに写真が出ているんですけれども、クレーンで持ち上げて、持ち上げたところの5センチのところを3回か何かはかって、その平均値で搬入ごみの測定をしていると。そして、それについては週1回なんだとちゃんと説明してあるんです。ですからぜひ、多摩衛生組合だけでなくいいんですけれども、他の清掃工場の測定の仕方なども調べていただいて、予算は十分にあろうかと思うんですね。そういう点ではぜひ、前向きに検討していただきたいん

ですが、いかがでしょうか。その辺、御答弁お願いしたいと思います。

あと、市民説明会のほうについては、この間の説明会、私は市民だから何してもいいというふうには思えないので、あの場に私も参加して様子をうかがっておりましたけれども、説明員の皆さんや柳泉園の皆さん、嫌な思いをされたと思いますので、やりたくないなという気持ちはわからないわけではないけれども、それはそれとして、そういうことはないように市民にも求めていく必要があるけれども、西東京市で申し上げますと、リサイクルプラザというものをつくってあって、環境問題とかごみ問題なんかについて研修とか啓発をする施設がありますので、そんなところでやれば、せっかくあるんだからいいかなと思っているんですけども。そういうことで、ぜひ考えていただければと思います。これは御答弁ありましたので。

1点だけ、予算もあることだし、他の施設の測定、焼却前の測定なんかももう少しふやしてもいいのではないかと。1回だけやって、あとはいいですよというのではなくて、一定の期間ごとにきちんと焼却前については測定をします。予算もあることだから、検討してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○技術課長（涌井敬太） 測定の件でございますが、女川町から搬出されるコンテナについては、コンテナ一つ一つについて、遮へい線量率といたしまして外部の影響を排除したごみだけの線量率をすべてのコンテナについてはかってございます。それから、積み込んだときのコンテナの周りの空間線量率、これもすべてのコンテナについてはかっております。それが公表されておまして、私どもに搬入されるコンテナはどれであるかも特定できるようになっておまして、そういったものにつきましては柳泉園組合のホームページを通じて我々が引き受けたコンテナの遮へい線量率、空間線量率は幾つですよということは基本的に公表していきます。そういった測定結果等を踏まえまして、これは8月18日から25日までのデータが手元にあるんですが、遮へい線量率というのは0.001マイクロシーベルト/時、またはそれ以下、ゼロがほとんどでございます。1日30台近くのコンテナがありまして、平均しますと大体0.0005ということでございますので、基本的にほとんど放射性物質は含まれていない状態のものが搬入されることがわかっておりますので、そういったものを再度私どもの施設で測定することは現在まだ考えにくいのかなと思っております。

○6番（安斉慎一郎） 最初に議会に対して説明会があって、DVDで上映していただいたものを見させていただいて、持ってくるまでの間にかなり密度の高い測定をしてきてい

ることは承知しています。ただ、柳泉園として周辺住民自身の不安にきちんとこたえていくために、また、他市でも他工場でもやっているわけですから、予算を余す必要ないわけで、あったほうがいいんだけど、しかし、これだけのお金もちゃんと女川町から来るわけですから、できれば同程度の頻度の焼却前の測定を検討してもいいのではないかなと思うんですけども、管理者、どうでしょうか。管理者に伺います。

○助役（森田浩） 今、議員御指摘のように、いろいろな団体で、いろいろな方法で、より安心できるような形で施策をやっているところはお聞きしたとおりでございますが、柳泉園といたしましても、事前に今回アスベストの関係につきましても災害ごみの搬入の前に、他団体ではやらないようなときにアスベストの測定等もやらせていただいて、より比較ができるようなこともしておりますので、今後他団体等の実態を調査させていただきまして、なるべく皆さんの安心を得られるような形で実施できるような形で検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（遠藤源太郎） 暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（遠藤源太郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

○2番（梶井琢太） これまで多くの議員の方からさまざまな質問がありまして、大体状況はつかめた部分もありますし、前回の議会でも私自身の考え方といいますか、意見については表明しておりますので、ここでは簡潔に数点確認だけしたいと思います。

1点目が、先ほどから議論があった合意形成の面で、最終確認なんですけれども、さきの村山議員のやり取りの中で、以前春に周辺自治会の方々とは臨時協議会を開いて一定の理解を得られたと。最近になって再度臨時協議会を開いて理解を求めたというお話があったかと理解したんですけれども、要は理解を求めたということなんです、最終的に柳泉園組合としては周辺自治会の方々の理解は得られた、合意形成は得られたという認識を持っておられるということでよいのかどうかを確認したいと思います。

あともう1点は、ただいま安斉議員のほうから確認がありました測定の頻度についてなんですけれども、私も他団体のホームページ等を見ていると、私が見た限りは、1カ月と言わず割と頻度が、飛灰、焼却灰、空間放射線量等、排ガスについてかなり頻度が高いよ

うな記憶があります。先ほど助役のほうから、他団体の状況も見ながら検討していきたいという御答弁もあったところでありまして、再度確認したいのは、私からもできるだけ頻度を高めて住民の皆さんに安心していただきたいと。チェック体制を整えていきたいという気持ちがございます。そういった意味で、頻度をふやす検討をしていただけるのか、もう一度御答弁をいただければと思います。

○管理者（馬場一彦） まず、1点目の周辺自治会の方との臨時協議会、このたびも開かせていただきまして、早くやるべきだという御意見等々含めて、基本的には御理解が得られたと。ぜひ女川町の災害廃棄物の焼却を協力してやるべきであるというお声を多くちょうだいしております。放射能の測定等々に危惧を抱いている方は当然いらっしゃいますけれども、そういった方たちに対しては、先ほどから御説明しているような状況、現地の状況ですとかこちらでの放射能測定の方法等々説明する中で御理解は得られたと考えてございます。

また、測定の回数の頻度の件につきましては、先ほど安斉議員に御答弁したとおり検討させていただきたいと考えてございます。

○2番（梶井琢太） わかりました。住民合意の関係で、市民全体に対する理解はどんなんだという議論が先ほどもありましたけれども、市民説明会等ではいろいろ議論もあったりいたしました。管理者に少し伺ってみたいんですが、全体の説明会はこれからするつもりはないという御答弁ではあります。前回の市民説明会について理解を求める努力はしたんだと。今後も随時情報公開していくというお話もありましたが、積極的に情報公開をすることをもって住民の皆さんに御理解と御安心をしていただくよう努力していただきたいなと私も思うわけでございます。その点について再度、管理者の決意を伺いたいと思います。

○管理者（馬場一彦） そのように努めてまいりたいと考えてございます。

○9番（鈴木たかし） それでは1点だけ、今回の災害廃棄物の事業については、いつ、どのような方法で、どのような内容を告知されるのかを確認したいと思います。

○総務課長（新井謙二） ただいま御質問の件でございますが、本日この補正予算について御承認をいただければ、組合のホームページのほうにできるだけ早く公表していきたいと思っております。

○9番（鈴木たかし） ありがとうございます。内容は今回資料提供いただいているように、日時、また総量等も含めてでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 内容につきましては、日時、それから総量、あと受け入れ方法などについてもです。

○議長（遠藤源太郎） それでは、補正予算の質疑の途中ですが、ただいま議長のもとに6件の陳情を受理しております。関連がございますので、この際日程を追加し、陳情を廃棄物処理問題特別委員会に付託することを先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することを先議することに決しました。

追加日程を配付してください。

○議長（遠藤源太郎） 「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」及び「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を新たに議題に加えたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。

○議長（遠藤源太郎） それでは「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件、陳情第2号、宮城県女川町災害ガレキ受け入れは憲法違反なので反対する陳情、陳情第3号、アスベスト検出 宮城県女川町被災がれき焼却に関する陳情、陳情第4号、宮城県女川町の災害廃棄物について、任意団体、東京都市長会に関する陳情、陳情第5号、宮城県女川町の災害ガレキ処理に伴う宮城県知事の二重契約問題に関する陳情、陳情第6号、地元企業の信頼を損ねる災害瓦礫の受け入れを反対する陳情、陳情第7号、災害瓦礫の受け入れと焼却は、大気汚染に係る健康障害を増悪させるので反対する陳情」を議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号及び陳情第7号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、陳情第2号、陳情第3号、陳情

第4号、陳情第5号、陳情第6号及び陳情第7号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 2時19分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第7、議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」の質疑を引き続きお受けいたします。

○3番（村山順次郎） お時間をいただいておりますので、陳情の審査も受けまして、2点ほど重ねてお聞きしたいと思います。

1点目は、重ねての御質問でございますが、災害瓦れきの受け入れに当たっての放射性物質濃度の基準の話でございます。繰り返しになるわけですが、8,000ベクレルという数字については非常に住民の皆さんの気持ちにこたえるという観点から言いますと、実態から考えましてもより厳しい基準が求められると考えますけれども、今後御検討いただく余地はないのか、改めてお聞きをしたいと思います。

もう1点ですけれども、住民合意の取り組みということでお聞きをしておりますけれども、どうもお聞きをしている範囲でいきますと、この定例会後の説明会についても予定がないということございました。方法はさまざまあると思います。柳泉園としてとり得る手だて、例えば住民の方から実際どうなっているのかという問い合わせがあれば、必要に応じて説明会、あるいは説明をセットされるとか、そういう具体的な手だてをとる検討をいただきたいと思っておりますけれども、いま一度その2点についてお答えお願いいたします。

○技術課長（涌井敬太） 放射能濃度の基準の件でございますが、これに関しましては私ども1団体の問題ではございませんので、市町村清掃協議会なり、そういったところが多摩地域にはございますので、まず、柳泉園組合の3市と協議をした上でどうするか諮りまして、その中でもし議員がおっしゃるようにもう少し厳しくしたほうがという話の方向でまとめれば、多摩地域全体である一定のレベルに抑えていくとかという方向を検討することは、今の段階ではここまでしかお話しできないんですが、可能かなと。その状況を見ていただければと。よろしいでしょうか、それで。

○総務課長（新井謙二） 住民説明会の件でございますが、先ほど申したように3市と柳泉園におきましては今後においても住民説明会は開かないと決めております。そのほか住民からのお問い合わせにつきましては、できるだけお答えしていきたいと思っております。

また、今回議決をいただいた後におきましては、通常毎年ですと10月下旬に組合ニュースを出しておりますが、それを前倒しで出していきたくて考えてございます。

○3番（村山順次郎） 放射性物質濃度等の基準については3市と協議をされ、その結果によって検討もされるということだったかなと思います。それはそれで受けとめたいと思います。もう1点の住民合意の取り組みということではありますが、住民からのお問い合わせについては対応していかれる、また、広報紙を前倒しするということかと思えます。広報紙の内容ですとか配る範囲、配る規模ですね、このあり方ですとか特別な案件だと僕は思いますので、それに応じた広報のあり方、そして住民合意を形成していくための取り組み、ぜひ積極的に柳泉園としてできることを検討され、実行していただけるように強く要望いたします。

○4番（石塚真知子） これまでの質疑の中で、さまざまな疑問点というのは理解してきてはいるのですが、やはり先ほどの特別委員会の中でも陳情がこれだけ出されていたことを考えると、市民の方々、地域の住民の方々の不安というものがこれほどまでに大きいんだなと改めて感じているんですけども、住民の声を聞くための努力というところで先ほどもずっと議論はされてきております。今後のことも含めてまたさらに受け入れが進んだ場合には、またさらに声も大きくなっていくのかなとも思うので、きちんと各市レベルで説明会の取り組みも、前向きに御検討いただけることで、不安をぶつける場所ができることで地域の方々も、理解とはまた別のところかもしれないんですが、不安をぬぐっていく材料を提供いただけたらなと思います。それが説明会であったりですとか、放射性物質の調査の部分でも誠意を持って対応していただくことで声も少しずつ拾って対応していくことができるのかなと思うので、先ほど安斉議員やほかの議員からも出ておりましたが、調査の回数をふやす、安易にふやすことを求めるというよりは、柳泉園として、私も宮城県の廃棄物の選別をしているところに行きましたが、そこでこれだけの数値が出ていますと。だから大丈夫ですよではなくて、柳泉園としてもこれだけのことをやっているんですということをただ本当に丁寧に伝えていただけたらと、これは意見として思っております。

これがまた受け入れが進んだ場合ですが、こちらで焼却をして最終処分場に運ぶことになると思うんですが、日の出町の最終処分場ではどのようなお声が上がっているのか、も

しそれが届いていたら教えてください。

○管理者（馬場一彦） まず、1点目につきましては、先ほどから御質問ちょうだいしておりますように、3市の合同説明会という形のことですとか、そういったことは考えてございませんが、情報提供する、または問い合わせ等があれば丁寧に対応する、また、詳しく聞きたいという方に対しては柳泉園組合としてもしっかりとした対応を、今までも問い合わせ等ある場合にはとっておりますけれども、これから受け入れがもし始まりますれば、そういったことは丁寧に行っていきたいと考えてございます。

今、材料の提供ということもございましたが、さまざまに工夫し、柳泉園としての取り組みという部分での放射能の測定等々についてももう少し詳しく、きめ細やかにという御提言もいただいておりますので、そういったことも含めて検討し、取り組ませていただきたいと考えてございます。

日の出町のほうの取り組みということでございますが、日の出町のほうでは周辺の方々の一定の御理解が得られて、東京都26市の7施設で焼却した焼却灰を持ち込んでもよいという周辺住民の方々の御理解が得られたという新聞報道を私は拝見しております。

ただ、それ以上のことが日の出町としてどういう取り組みだったのかということは詳しくは聞いてございませんが、実を言いますと先日、日の出町長が柳泉園組合のほうに御視察に参りまして、私、お迎えいたしました、町長自身もこの7つの清掃工場すべてを順番に視察されて、各清掃工場で女川の災害廃棄物を受け入れる際にどういった手順で、またどういった放射能の測定ですとかということをやっていくのかをつぶさに聞き取りの視察に来られたということがございました。

日の出町長からは、女川町の現地でも相当きめ細かにやっていただいておりますし、また、7つの清掃工場を視察して、すべての清掃施設の中でさらにまた独自の取り組みをいろいろやっていただけるということを評価していただいたと感じております。そして、日の出町長からそういったお声もちょうだいしておりますので、今後日の出町のほうで焼却灰を受け入れていただけるという御厚情もございいますから、こういったことに対してしっかりと適切な形でエコセメント化できるように我々もしなければならぬと思っております。そのためにさまざまに努力してまいりたいと考えてございます。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

それでは、以上をもって議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 3時42分 休憩

午後 4時04分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する討論をお受けいたします。

討論のある方、まず、反対の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 賛成の方。

○3番（村山順次郎） お時間をいただき、ありがとうございます。

議案第9号について、若干討論させていただきたいと思います。

前議会でもこの災害廃棄物の受け入れの問題については討論させていただいております。私は、この災害廃棄物の受け入れの必要性、意義ということについて、この間ずっと考えてまいりました。前回の討論でも申し上げましたけれども、住民合意に基づいて柳泉園、構成3市の市民の皆さんの理解、合意に基づいて受け入れを進めていく、それによる広域処理ということは必要であろうと考えております。

その一方で、昨年11月に締結された協定からスタートしたこの災害廃棄物受け入れの問題でありますけれども、他県の自治体の取り組みと比べても複雑な関係の中で意思決定をされ、進められていく関係の中で、ともすると、私の見方でございますけれども、やや受け身的な、消極的なところがあったのではないかと考えております。特に住民合意の形成という観点で考えますと、4月5日に説明会は行われましたが、発言された方のすべてが反対の意見をされ、非常に不十分な内容であったかなと思います。私は市議会の場合なども通じて住民合意の形成をと、そのためには説明会をと申し上げてきましたが、残念ながらそれは実現するには至っておりません。

一方で、清瀬市、東久留米市の市報では、女川町からの廃棄物の問題について広報がされ、西東京市でも用意がされていると聞きます。また先ほど、柳泉園では広報紙の中で周知を図っていくという御説明もございました。

また、検査体制、柳泉園で受け入れていく管理の体制の点でも、先ほどの御答弁で検査体制についてはより頻度を高めていくことを検討する。また、基準についても3市と協議

をしていくと。その中で検討していくという御説明がありました。その上で、非常に難しい判断ではございましたけれども、この災害廃棄物の受け入れを進めていく必要性について考え、この議案については賛成をしたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） ほかにありますか。

○6番（安斉慎一郎） 議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対して、賛成の立場で討論を行います。

事業計画書によりますと、宮城県女川町災害廃棄物受け入れ処理の主な事業計画の実施理由によりますと、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、被災地では膨大な量の災害廃棄物が発生し、被災地だけでの全量処理は場所や時間の制約により限界があり、復興の大きな妨げとなっているということで、国から都道府県を通じて柳泉園にも支援要請が来た。これを受けてやるのだと。これは先ほどの管理者の御答弁にもあったところであります。

また、行政報告の中で、柳泉園組合の周辺自治体の9自治会に呼びかけて、3自治会4名の方が参加して、柳泉園の職員2名が随行して女川町の被災地見学を行ったと。その感想としては、参加して大変有意義であってよかったと。改めて被害の大きさ、復興のおくれを感じたと。また、放射性物質については丹念に選別され、考えられる限りの手を尽くしているという感想が寄せされたということではありますが、こういう点で、まずこの補正予算について基本的には賛成するべきものと考えております。

日本共産党は、災害廃棄物の広域処理については安全の確認、情報公開、住民合意をきちんとやることを前提としながら、広域処理は必要だという立場であります。この場合、今回の取り組みにつきまして、安全の確認については焼却前の放射線量測定や放射性物質の濃度測定、回数、頻度について他の清掃工場の対応も調査して検討するという御答弁がありました。

予算について言いますと、総額で7,362万8,000円のうち、支出としてはごみ処理費が335万5,000円、そして予備費に6,879万4,000円で、この予備費は施設整備費に将来充てられるであろうという御答弁がありました。これはそもそも被災地支援のために行われる歳入でありますので、極力被災地支援に役立つように柳泉園としても努める必要があるのではないかと思います。そういう点からも、多少放射線量測定や放射性物質の濃度測定を行えば費用はかかるわけですが、これに充てることが求められているのではないかと思います。

また、情報公開については、きょう議決された後にホームページに掲載したり、10月発行予定の広報紙を前倒しして行うということなどが示されました。住民合意については、周辺自治会協議会に行ってきたということですが、今後も引き続き経過等も含めて行っていただきたい。

また、質疑の中でも申し上げましたが、できれば3市で説明会を行うことなども取り組んでいただきたいと申し上げておきたいと思います。

また、御答弁では、住民から要望があれば、対応して説明もするということですので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。こういう点で、すべて私どもの求めているものが充足されたとは考えませんが、とにもかくにも被災地支援ということがまず大事だと考えます。そして、一定の御答弁の中で私どもが求めていることについては、前向きな答弁もあったと受けとめまして、賛成の討論といたします。

○議長（遠藤源太郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第9号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤源太郎） 「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

陳情第2号、宮城県女川町の災害ガレキ受け入れは憲法違反なので反対する陳情、陳情第3号、アスベスト検出 宮城県女川町被災がれき焼却に関する陳情、陳情第4号、宮城県女川町の災害廃棄物について、任意団体、東京都市長会に関する陳情、陳情第5号、宮城県女川町の災害ガレキ処理に伴う宮城県知事の二重契約問題に関する陳情、陳情第6号、地元企業の信頼を損ねる災害瓦礫の受け入れに反対する陳情、陳情第7号、災害瓦礫の受け入れと焼却は、大気汚染に係る健康障害を増悪させるので反対する陳情について、委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（細谷祥子） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第2号、宮城県女川町の災害ガレキ受け入れは憲法違反なので反対する陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

次に、陳情第3号、アスベスト検出 宮城県女川町被災がれき焼却に関する陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

次に、陳情第4号、宮城県女川町の災害廃棄物について、任意団体、東京都市長会に関する陳情については、慎重に審査した結果、賛成なしで不採択となりました。

次に、陳情第5号、宮城県女川町の災害ガレキ処理に伴う宮城県知事の二重契約問題に関する陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

次に、陳情第6号、地元企業の信頼を損ねる災害瓦礫の受け入れを反対する陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

次に、陳情第7号、災害瓦礫の受け入れと焼却は、大気汚染に係る健康障害を増悪させるので反対する陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（遠藤源太郎） ありがとうございます。報告が終わりました。

それでは、陳情第2号、宮城県女川町の災害ガレキ受け入れは憲法違反なので反対する陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 簡潔に討論したいと思います。

アスベストについての指摘が含まれている陳情であります。アスベストの問題については、きょうの会議の中でもお聞きをし、柳泉園においてはほとんど検出されることは考えられないという御答弁もいただいております。一方で、アスベストが検出されているという事実は事実としてありますので、原因究明については引き続き取り組んでいただきたいと要望いたします。

この女川瓦れきの問題については、そのように対策がとられているという観点から、不採択すべきものと考えます。

○議長（遠藤源太郎） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号、宮城県女川町の災害ガレキ受け入れは憲法違反なので反対する陳情については、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手なしであります。よって、陳情第2号、宮城県女川町の災害ガレキ受け入れは憲法違反なので反対する陳情は、不採択とすることに決しました。

続きまして、陳情第3号、アスベスト検出 宮城県女川町被災がれき焼却に関する陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択でありますので、本陳情を採択することに反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、委員長報告に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第3号、アスベスト検出、宮城県女川町被災がれき焼却に関する陳情については、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手なしであります。よって、陳情第3号、アスベスト検出 宮城県女川町被災がれき焼却に関する陳情は、不採択と決しました。

続きまして、陳情第4号、宮城県女川町の災害廃棄物について、任意団体、東京都市長会に関する陳情を議題といたします。これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。以上を持って質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

○3番（村山順次郎） 宮城県女川町の災害廃棄物について、任意団体、東京都市長会に関する陳情について不採択すべきとの立場から一言申し上げます。

この災害廃棄物受け入れの問題にあって、関係する団体の問題においてよりわかりやすい説明があったほうがよかったのではないかと思います。しかしながら、そのことと瓦れきを受け入れる問題とはまた別のことかなと思います。構成3市、柳泉園が主体的な判断によって災害廃棄物の受け入れを進めてきたと理解しておりますので、この陳情については不採択とすべきものと考えます。

○議長（遠藤源太郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第4号、宮城県女川町の災害廃棄物について、任意団体、東京都市長会に関する陳情については、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手なしであります。よって、陳情第4号、宮城県女川町の災害廃棄物について、任意団体、東京都市長会に関する陳情は不採択とすることに決しました。

続きまして、陳情第5号、宮城県女川町の災害ガレキ処理に伴う宮城県知事の二重契約問題に関する陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 宮城県女川町の災害ガレキ処理に伴う宮城県知事の二重契約問題に関する陳情について、不採択すべきとの立場から若干意見を申し上げます。

先ほどの質疑の中で、二重契約の問題について事実関係の御説明があり、また資料も配付されました。私たち柳泉園組合が受け入れる予定の女川町の災害廃棄物と鹿島JVが取り扱っている災害廃棄物は別枠のものであるという御説明がございました。その事実の確認から考えますと、この請願は不採択すべきものかなと思います。

○議長（遠藤源太郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第5号、宮城県女川町の災害ガレキ処理に伴う宮城県知事の二重契約問題に関する陳情については、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手なしであります。よって、陳情第5号、宮城県女川町の災害ガレキ処理に伴う宮城県知事の二重契約問題に関する陳情は、不採択とすることに決しました。

続きまして、陳情第6号、地元企業の信頼を損ねる災害瓦礫の受入れを反対する陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 地元企業の信頼を損ねる災害瓦礫の受入れを反対する陳情について、不採択するべきとの立場から意見を申し上げます。

先ほどの質疑の中で、関係する地域の事業者などから問い合わせがありますかと質問をいたしましたところ、特にそういうことはないという御答弁がございました。その関係から考えますと、この陳情事項は当たらないのではないかなと思いますので、不採択すべきと考えます。

○議長（遠藤源太郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第6号、地元企業の信頼を損ねる災害瓦礫の受入れを反対する陳情については、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手なしであります。よって、陳情第6号、地元企業の信頼を損ねる災害瓦礫の受け入れを反対する陳情は、不採択とすることに決しました。

続きまして、陳情第7号、災害瓦礫の受け入れと焼却は、大気汚染に係る健康障害を増悪させるので反対する陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第7号、災害瓦礫の受け入れと焼却は、大気汚染に係る健康障害を増悪させるので反対する陳情については、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手なしであります。よって、陳情第7号、災害瓦礫の受け入れと焼却は、大気汚染に係る健康障害を増悪させるので反対する陳情は不採択とすることに決しました。

○議長（遠藤源太郎） 続きまして「日程第8、平成24年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件については、事務局より説明をいたさせます。

○総務課長（新井謙二） それでは、平成24年度柳泉園組合行政視察（案）についてと題した書類をごらん願います。

行政視察は、10月26日（金曜日）を予定しております。

1の視察目的でございますが、柳泉園組合のリサイクルセンターから搬出された古紙類を再商品化している工場と、柳泉園組合の不燃・粗大ごみ施設から搬出された不燃物を固形燃料化している工場を視察することにより、今後の事務事業を遂行するための参考とするものでございます。

次の2の視察先につきましては、千葉県市川市にある北越紀州製紙株式会社の関東工場

で、新聞や雑誌を板紙などに再商品化している工場でございます。また、都市ガスで自家発電により2万3,000キロワットの発電も行っております。この工場には東多摩再資源化事業協同組合として、柳泉園組合から搬出された新聞、雑誌の一部が搬入されております。

2番目の視察先でございますが、同じく市川市にあります株式会社市川環境エンジニアリングの行徳工場で、廃プラスチック類中心の固形燃料を製造している工場でございます。柳泉園組合の不燃、粗大ごみ施設で処理後に発生する不燃物は埋め立て処分を行わず、全量同工場へ搬出してしております。

3の実施日及び行程につきましては、10月26日（金曜日）借り上げバスを使用した日帰りで、午前8時30分に柳泉園を出発し、外環道を経て三郷南まで行き、午前10時30分から北越紀州製紙株式会社の関東工場を1時間20分程度視察いたしまして昼食休憩後、午後1時から株式会社市川環境エンジニアリングの行徳工場を1時間30分程度視察いたします。午後2時30分過ぎに出発し、午後4時30分ごろ柳泉園組合に到着する予定でございます。

4の参加人数につきましては、記載のとおり22名を予定しております。

なお、参考として北越紀州製紙株式会社及び株式会社市川環境エンジニアリングの概要などを添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（遠藤源太郎） それでは、これより行政視察に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 質問というより若干要望的なことなんですが、この行政視察自体については何ら異論はない、いい視察だと思うんですが、1つ要望なんですけれども、最終処分場及びエコセメント化施設なんですけれども、私、まだ新人議員でございまして見たことがなくて、できれば柳泉園組合の中でどういう形になるか全然わかりませんが、視察を計画していただけないかなと思います。日常言葉としては使っておるわけなんですけれども、見たことがあるわけではありませんので、新人議員の中には行ったことがない方も、僕だけかもしれませんが、また今度で結構ですので、御検討いただければなど要望いたします。

○議長（遠藤源太郎） 暫時休憩いたします。

午後 4時32分 休憩

午後 4時33分 再開

○議長（遠藤源太郎） 休憩を閉じて会議を開きます。

ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、ないようですのでお諮りいたします。

平成24年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの報告のとおり実施いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。

それでは、以上のように決しました。御参加のほどよろしく願います。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。

午後 4時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 遠藤 源太郎

議 員 石 川 秀 樹

議 員 鈴 木 たかし